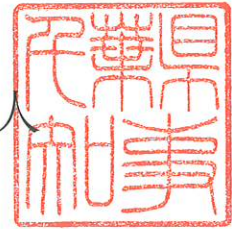


令和 8年 8月10日

(株) L I N K

小池 匠 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人



特定 建設業の許可について (通知)

令和 8年 6月 19日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	千葉県知事	許可(特一 8) 第 58563 号
許可の有効期間	令和 8年 8月 10日から 令和 13年 8月 9日まで	
建設業の種類		

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 13年 7月 10日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)